

締約国に関する情報 S D	スーダン 一般情報	附属書 B 1 S D
国内官庁の名称	Registrar General of Intellectual Property Department (Sudan) (知的所有権登録総局 (スーダン))	
所在地	Elgomhouria Street, Elmogran Area, Khartoum, Sudan	
郵便のあて名	P. O. Box 744, Khartoum, Sudan	
電話番号	(249-155) 12 68 62 (249-183) 74 23 58	
ファクシミリ装置	(249-183) 74 23 56	
電子メール	epct.info@ipsudan.gov.sd	
インターネット	http://www.ipsudan.gov.sd/index.html	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
スーダンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、知的所有権登録総局 (スーダン)、 ARIPO事務局又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
スーダンが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：知的所有権登録総局 (スーダン) (国内段階参照) ARIPO保護：ARIPO事務局 (国内段階参照)	
スーダンを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許 ARIPO：特許、実用新案 (実用新案はARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するスーダンの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	

[次頁に続く]

S D	スーダン (続き)	S D
スーダンが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
スーダンが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域的知的所有権機関 (AP) を参照		